

郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について

令和7年1月
郵政行政部

空家法改正に伴う郵便ガイドラインの解説の改正等

(1) 前回のアドバイザリーボードにおける主なご意見の概要（提供後の情報管理について）

- ・ 地方自治体に対して、管理体制はしっかりとしているのか、目的が終わった後の消去を確認するのか、ヒアリングはするのかなど、郵便局の側はどういうことをするのか。しっかり自分のところの情報を、どこに、どのように出して、どのように扱われているかは、コントロールしていただきたい。
- ・ ガバナンスの在り方をどのようにすべきかということは、データを提供する側と、その受け手である地方自治体の双方にある。新たに地方自治体が受け取る情報の取扱いの仕方なども含めて、より詳細にガイドライン解説にも述べられる必要がある。その提供をした後や、提供するときの各関係者のデータの取扱いやデータフローのようなものと、その検証の仕方も、ぜひこの解説の中に加えていただきたい。
- ・ 事後的にどう管理しているのか、どう扱っているのかも、裁判においてプライバシー侵害かどうかの判断基準になっている。事後的な管理のところもビルトインした形のガイドラインにしておかれることを強くお勧めする。

(2) 提供を受けた情報の適切な管理のための対応

- ・ 空家法関係で提供された情報については、従前より、個人情報保護法や各自治体における文書管理規則等の関係法令に基づき適切に管理することが求められていたが、今回情報提供の対象とする空家の類型を見直すことと併せて、加えて、以下の2点の対応を実施。
 - ① 情報提供の対象となる地方公共団体は、情報を適切に管理する旨を表示して照会を行う者に限る旨をガイドライン解説に規定
 - ② （①の照会を行う際のひな形も含め）情報の管理を法令に基づき適切に行うことを地方公共団体に周知

(3) 郵便分野ガイドラインの解説の改正案（下線部分は改正箇所。赤字部分を今回追加）

改正案	現行
事例1) 地方公共団体（提供を受ける情報を適切に管理する旨を表示して照会を行った者に限る。）が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。 ① 当該空家等が同法第2条第2項に規定する特定空家等又は同法第13条第1項に規定する管理不全空家等と判断できる状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人などの生命、身体の保護又は財産の緊急の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること ② （同右）	事例1) 地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、<u>空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。</u> ① 当該空家等が<u>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること</u> ② 当該自治体が他に<u>取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと</u>

※本情報照会書及び照会書内の情報管理に係る文言は調整中のものであり、未確定

情報照会書 (案)

日本郵便株式会社

〇〇郵便局長 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供について (依頼)

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり情報提供を求めます。

1. 提供を求める情報

(略)

2. 提供を求める理由

(略)

3. 法令等

(略)

4. 提供を求める情報が提供後適切に管理されることの確認

情報の取扱いについては、法令等に基づき、以下の安全管理措置を講じています。

☐ 提供された情報を、本人（空き家等の所有者等）の同意を得ることなく目的外利用
や第三者提供しないこと

☐ 提供された情報を適切に管理すること

☐ 提供された情報を利用後適切に消去すること

問い合わせ先

(略)

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】

事例 1) 地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
- ② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

事例 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合。

事例 3) 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

事例 4) 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。